

資源化物(古紙・古布・缶・びんなど)の 無断持ち去り行為 は禁止です。



那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正
処理に関する条例で禁止しています。

那覇市では、平成20年4月1日より、市民のみなさまが『決められた方法』
で『決められた日』に『決められた場所』に出した資源化物(古紙・古布・
缶・びんなど)を無断で持ち去る行為は、条例で禁止しています。
条例に違反すると過料を科せられる場合があります。市民のみなさま
のご理解、ご協力をお願いします。



*資源化物を排出する市民との合意により譲渡若しくは売買等により取得することは、条例違反にはなりません!

那覇市では指定された日に、戸建住宅の門口や共同住宅等のごみ置場に資
源化物を出すことになっております。市民は、市が回収することを前提に排
出しており、そこから資源化物を持ち去ることは**条例違反**となる行為です。

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(抜粋)

(収集又は運搬の禁止等)

第23条の2 市及び市長が指定する者以外の者は、市民が第18条第1項の一般廃棄物処理実施計画に従い所定の方法で所定の場所に排出した資源化物を収集し、又は運搬してはならない。

(指導及び勧告)

第23条の3 市長は、前条の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、当該違反の是正のために必要な指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導に従わない者に対し、当該違反を是正するように勧告をすることができる。

(命令)

第23条の4 市長は、前条第2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、必要があると認めたときは、第23条の2の規定に違反して、資源化物を収集し、又は運搬した者に対し、前条第1項の指導又は同条第2項の勧告を行わずに当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(罰則)

第35条 第23条の4各項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科する。

「持ち去り」が禁止されているもの

紙・缶・びん・ペットボトル・布・草木が対象となります。



拠点回収について

那覇市では、ご家庭から排出される資源化物(古紙類、飲料用缶)を集めて市へ引き渡す団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付する「資源化物拠点回収事業」を実施しています。無断持ち去り行為の抑止にも繋がりますので、是非ご検討ください。

生活に困っていたら

失業などで生活に困窮されている方は次の窓口へご相談ください。

お問い合わせ先…那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター (098-917-5348)

市からのお願い

持ち去り行為を目撃した場合は、日時、場所、持ち去り者の特徴や車両ナンバーなどの情報を市にお寄せください。今後のパトロール資料として活用させていただきます。

お問い合わせ先:那覇市クリーン推進課 889-3567